

University Academic Repository

Influence on Financial Statements by
Establishment of another Central Control
Organization in Mitsui

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2006-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: lino, Yukie メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/174

東京大元方の設立と大元方勘定目録

—明治時代初期における三井大元方の会計—

Influence on Financial Statements by Establishment of another Central
Control Organization in Mitsui

飯野 幸江

Yukie Iino

<要約>

三井家の事業と同苗を一元的に統轄する機関として宝永7(1710)年に設立された大元方は、江戸時代を通じて同苗の総有財産を管理し、それを事業に投じることで運用し、その見返りとして各営業店から功納を受け取っていた。功納は大元方の主要な収益源で、大元方の収益のほとんどが功納であった。こうした大元方の経済活動は、大元方の決算書である大元方勘定目録を作成することで明らかにされた。大元方勘定目録は、財産計算部分、損益計算部分および期末資本計算部分から成り、今日の財務諸表に相当するものである。

明治時代になって、大元方と併存する統轄機関として東京大元方が設立された。これ以後、各営業店からの功納は東京大元方に上納されることになり、大元方制度は事実上、崩壊することになる。大元方へは功納の代わりに東京大元方から為替金を送られ、これによる運営を余儀なくされた。こうして大元方の統轄機関としての役割は東京大元方にとって代われ、明治6(1873)年に大元方は廃止された。これとともに160年以上にわたって作成され続けた大元方勘定目録も、その役割を終えることになったのである。

<キーワード>

大元方勘定目録、大元方、東京大元方、三井家、統轄機関、元建、功納

I. はじめに

今日の大企業集団の一つである三井グループの歴史は、三井家の家祖とされている三井八郎右衛門高利が、京都と江戸に呉服店を開いた延宝元(1673)年に遡ることができる。高利には実子として11人の男子と5人の女子がおり、子供たちを積極的に経営に携わらせることにより事業を拡大していった。天和3(1683)年からは両替業にも進出し、元禄4(1691)年までに京都・大坂・江戸の3都にそれぞれ呉服店と両替店を構えるに至った。これにより三井家の基幹事業である呉服業と両替業の基盤が確立したのである。高利は元禄7(1694)年に死去したが、高利の長男である高平が三井家を統率し、事業を発展させていった。そし

て18世紀に入る頃には店舗数は20店以上、事業に携わる三井同苗¹⁾は10家近くに及んでいた。

こうした中で三井の事業と同苗を一元的に統轄する機関の必要性が生じ、宝永7(1710)年に大元方が設立された。大元方は京都に会所を置き、定期的に寄合を行って、三井家の事業と同苗にかかわる内容を審議した。大元方の運営は同苗と使用人の合議制で行われ、大元方は三井家の営業店組織と同苗組織の頂点に位置する最高意思決定機関であった。大元方では年に2回、決算帳簿としての大元方勘定目録が作成され、これはまさに三井家全体の決算帳簿としての性格を有していた。

大元方は三井家の統轄機関であったものの、その統轄力は18世紀半ばより徐々に弱体化していた。明治維新によって新政府が東京に樹立されると、東京の政治経済的な比重は高まり、三井家においても東京に営業の中枢を置くことが必要になってきた。そこで設立されたのが東京大元方である。東京大元方は、明治4(1871)年に東京を中心とする関東の事業を統轄するために開設されたが、明治6(1873)年に従来の大元方を吸収し、三井組大元方として三井の全事業を一元的に統轄することとなった。これによって、約160年間にわたって存続してきた従来の大元方は消滅し、これに伴い大元方勘定目録の作成も終わったのである。

本稿では、明治時代の大元方勘定目録を検討することにより、明治時代の大元方の会計を明らかにするとともに、東京大元方の設立が大元方の会計にもたらした変化を明らかにする。さらに、統轄機関としての役割が大元方から東京大元方に移行していく過程を、会計面から明らかにすることを目的とする。

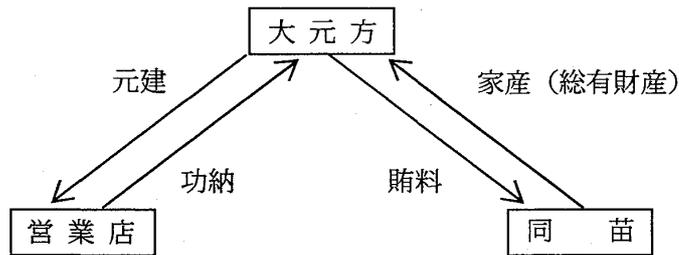
II. 大元方制度と東京大元方の設立

1. 大元方制度

大元方は宝永7(1710)年、三井家の事業と同苗の統轄機関として設立された。大元方の会所は営業店の一つである京都御用所の中に置かれ、月に2回の寄合²⁾がもたれた。寄合の出席者は同苗と各営業店の主だった手代であった。寄合では事業のこと、同苗のこと、家方のことなどが審議³⁾され、大元方はまさに三井家の最高意思決定機関としての役割を有する機関であった。

大元方の資産は同苗の総有財産、すなわち三井家の家産であった。大元方はこれを各営業店に「元建」として出資し、それに対して大元方は各営業店から毎期一定額の「功納」を受け取った。これにより三井家の営業店はすべて大元方の傘下に置かれることになった。また、大元方は、同苗に生活費として毎期一定額の「賄銀」を支給した。これは同苗が家産を分割せず、総有財産として大元方に提供した見返りである。これにより「店」と「奥」の分離が確立され、大元方は同苗の生活を経済的に支配することになった⁴⁾。大元方と営業店、大元方と同苗の関係をまとめると図1のようになる。

図1 大元方、営業店および同苗の関係



このように大元方は、制度上、営業店と同苗の頂点に位置する統轄機関であると同時に、大元方の資産は三井家の家産であることから、大元方はこれらの家産を管理・運用するための機関でもあった。

2. 東京大元方の設立

明治期に入ると、三井家は明治政府の新為替方御用を引き受けるなど、政府と結びついて事業を展開した。それに伴い、明治初期に入ると経営組織に関する数々の改革が行われた。その一つが東京大元方の設立であった。明治4（1871）10月、東京大元方の設立に関する規則が制定された。その最初の一文に、東京大元方設立の目的が次のように述べられている。

一今般東京江大元方取建候趣意ハ、御一新以来追々御変革、当時大政官始被為移彼地江、既に今度造幣寮御用被仰付而者、万事御管轄之御場所にて、旧幕府之通逸々京都江相談之上御請可仕与と申上候様にてハ、至急之取計に忽差支、自然不都合之義とも可有之哉と、深奉恐入候二付、至極相談之上、彼地江大元方取建可申候、決而京都大元方廃し候訳にハ無之、根本一ツにして左右に枝あるかことく、此上分れ役場相建候間、此旨篤と相心得取違無之様承知可致候、右二付昨年申渡候改正規則中に添削可致義も有之、能々相心得可申、猶心付候義者無腹臆可申出事⁵⁾

これによれば、明治新政府が東京に首都を移し、三井家が政府の御用を受けるにあたり、これまでどおり京都の大元方へ相談していたのでは緊急時に支障が出て不都合なので、東京にも大元方を設立するというのである。ただし、これまでの京都の大元方を廃止するというわけではない。「諸伺願等左之通さし出可申事」として、京都、大坂、神戸および松坂の営業店については京都大元方、東京と横浜の営業店については東京大元方というように諸伺願の提出先を定め、各大元方の管轄区域を定めた。さらに「至急之伺願ハ其地にて取計へく、不差急向ハ両地打合之上取計可申事」として、緊急時のものについては管轄する大元方で対処し、そうでないものは両大元方で対処することと定め、両大元方を並存する体制であった⁶⁾。そして、この規則制定後まもなく、主だった同苗が東京に移り、明治5（1872）年1月11日、東京海運橋兜町の為換座御用所内に東京大元方役場が開設されたのである⁷⁾。

東京大元方設立後、『大元方規則』をはじめとする諸規則が制定された。これらの規則の内容は、大元方機構に関するもの、各営業店の組織に関するもの、役柄・役替に関するもの、および同苗・手代の心得に関するものなどであり、これらの内容を明文化することにより三井における諸制度を整備していった。さらに、これらの規則と同時期に三井組機構図が作成されており、そこでは東京大元方を中心に各地の営業店が配置されており、東京大元方役場の機構が詳細に示されている⁸⁾。これらのことから明治初期における三井家では、京都大元方に代わって東京大元方を中心とした経営組織の構築を意図していたことが伺える。

明治期における三井家の改革は、明治6(1873)年4月23日、三井同苗から大元方執事役の三野村利左衛門に全権を委ねる委任状が交付されたことによって、さらに推進された。三野村は同年5月に発布した『明治六年五月申渡改正規則』において、経営組織や人事に関する規則の制定や通達を行った。その中にある大元方と全営業店に宛てた「東京大元方懸役配改正」において、「大元方之義、東京を大元方基本ト相建、惣取締致シ可申候事」、「諸改正向并規則等役替其外願伺事、万事大元方総轄決議之上相達可申候事」とし、ここで東京大元方を三井の最高意思決定機関とすることを定め、全営業店に通達したのである。さらに京都大元方に宛てた「大坂西京合併改正規則」において、「事件之義は東京大元方へ遂相談扱可申候事」、「旧大元方ヲ相廢し、新町御用所奥江大元方ヲ相建可申候、尤東京大元方出張所と相心得可申候事」として、京都大元方は廃止され、東京大元方の出張所とすることとなったのである⁹⁾。

Ⅲ. 東京大元方設立前後の大元方勘定目録の構造と内容

大元方勘定目録は年に2回作成され、会計期間は1月1日から7月14日まで(上期とする)と7月15日から12月31日(下期とする)である。大元方勘定目録は財産計算部分、損益計算部分および期末資本計算部分に大別され、これは作成当初の宝永7(1710)年から変わっていない。財産計算部分は、期首資本と負債項目が記載されている「預り方」と資産項目が記載されている「貸シ方」から構成されており、貸借対照表に相当する。損益計算部分は、収益項目が記載されている「入方」と費用項目が記載されている「払方」から構成されており、損益計算書に相当する。それぞれの部分で「預り方」と「貸シ方」、「入方」と「払方」の差額が計算され、これが当期純損益となる。期末資本計算部分は、期首資本に当期純損益をプラスして期末資本を計算した部分である。これが三井家の家産であり、所定の配分率にしたがって同苗各家の配分額が計算された¹⁰⁾。

続いて、大元方勘定目録のうち財産計算部分と損益計算部分の内容をもう少し詳しく見ていこう。表1と表2は、東京大元方設立前後の慶応4(1968)年から明治6(1873)年までの大元方勘定目録の内容を整理したものである。ただし、明治6(1873)年下期については、表紙が『大元方出張所勘定書』となっている。これは『明治六年五月申渡改正規則』に

表1 「預り方」と「貸シ方」

預り方

	慶應4年上期	慶應4年下期	明治2年上期	明治2年下期	明治3年上期	明治3年下期	明治4年上期	明治4年下期	明治5年上期	明治5年下期	明治6年上期	明治6年下期
有高(期首資本)	41,072,217.870	41,257,940.300	41,639,521.160	41,659,443.830	41,658,061.980	41,119,748.450	41,056,155.610	41,150,775.270	40,946,045.940	40,131,797.490	40,153,324.860	40,209,702.720
利足積	3,900,343.946	3,980,094.946	3,980,319.946	3,981,986.736	3,983,376.026	3,987,733.526	3,987,958.526	3,988,183.526	3,988,408.526	3,968,156.176	3,968,381.040	3,968,381.040
その他積	911,777.217	917,777.217	921,777.217	925,777.217	929,777.217	900,980.657	897,947.997	873,093.707	395,531.707	395,531.707	904,581.660	904,581.660
同苗預り	568,782.000	554,318.030	629,154.060	643,383.590	668,603.770	215,109.330	245,925.910	326,622.130	1,809,189.430	1,871,965.670	438,630.960	417,853.740
面替店預り	5,667,600.000	5,590,200.000	5,545,200.000	5,500,200.000	5,455,200.000	5,410,200.000	6,145,200.000	6,057,000.000	7,209,000.000	7,209,000.000	7,209,000.000	7,209,000.000
大坂御用金預り	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420	2,998,673.420
為換座預り								480,000.000	1,050,000.000	1,050,000.000	1,050,000.000	1,050,000.000
東京大元方預り									180,000.000	1,140,000.000	1,140,000.000	1,140,000.000
その他営業店預り	183,441.000	181,681.000	72,130.000	74,230.000	75,430.000	163,310.000	158,510.000	181,178.000	82,486.130	48,623.580	66,230.040	495,908.580
その他預り	2,725,091.577	2,789,158.977	2,748,894.677	2,804,161.877	2,805,487.877	2,618,750.237	2,622,727.807	2,323,879.457	1,429,601.447	1,387,380.317	2,466,984.960	2,564,154.060
その他												
預り方合計	58,117,927.030	58,269,843.890	58,585,670.480	58,587,856.670	58,574,610.290	57,414,505.620	59,493,099.270	59,615,405.510	60,088,936.600	60,261,128.360	60,496,606.920	61,059,055.200

貸シ方

	慶應4年上期	慶應4年下期	明治2年上期	明治2年下期	明治3年上期	明治3年下期	明治4年上期	明治4年下期	明治5年上期	明治5年下期	明治6年上期	明治6年下期
元健	2,675,000.000	2,675,000.000	2,675,000.000	2,675,000.000	2,675,000.000	2,675,000.000	2,675,000.000	2,675,000.000	2,675,000.000	2,675,000.000	2,674,999.980	2,674,999.980
本店かし	19,818,546.680	19,905,146.680	19,898,146.680	19,927,146.680	20,046,146.680	20,012,146.680	21,041,146.680	21,118,748.800	21,117,748.800	21,116,748.800	21,146,448.780	21,146,448.780
向店かし	664,072.000	664,072.000	664,072.000	664,072.000	664,072.000	664,072.000	664,072.000	664,072.000	664,072.000	664,072.000	664,072.020	664,072.020
両替店かし	9,556,498.090	9,505,498.090	9,454,498.090	9,409,498.090	9,362,998.090	9,397,498.090	9,448,498.090	9,403,498.090	8,895,960.100	8,895,960.100	8,847,960.060	8,847,960.060
松坂店かし	188,250.000	188,250.000	188,250.000	188,250.000	188,250.000	188,250.000	193,950.000	193,650.000	193,350.000	193,050.000	186,750.000	180,450.000
並合方かし	1,474,400.000	1,349,400.000	1,349,400.000	1,415,400.000	1,415,400.000	1,610,220.000	1,610,220.000	1,610,220.000	802,800.000	786,000.000	786,000.000	786,000.000
神戸商會かし						17,408.550	1,586,018.300	1,552,459.550	1,406,078.450	1,451,978.450	1,478,978.520	1,478,978.520
その他事業所へのかし						34,200.000	34,200.000	34,200.000	1,535,750.000	2,597,750.000	3,359,149.980	3,767,708.520
同苗かし	7,970,191.090	7,961,390.390	7,953,247.940	7,983,759.990	7,977,401.290	7,470,124.560	7,447,668.160	7,119,471.470	7,145,625.540	7,080,882.690	7,037,859.720	7,033,828.440
屋敷かし	263,406.970	273,246.970	282,726.970	293,584.110	290,941.250	287,441.250	287,441.250	287,441.250	287,441.250	287,441.250	281,441.220	275,441.220
御用金かし	5,900,698.900	5,900,698.900	5,898,184.600	5,898,184.600	5,898,184.600	5,898,184.600	5,898,184.600	5,898,184.600	6,168,184.600	6,168,184.600	5,628,184.560	5,628,184.560
代・町人・報社の他かし	398,894.850	398,481.850	399,380.020	399,394.520	416,401.120	228,994.670	227,103.000	222,435.500	167,210.000	103,207.500	117,695.280	117,992.280
家方	6,673,560.000	6,673,560.000	6,673,560.000	6,673,560.000	6,673,560.000	6,433,560.000	6,433,560.000	6,433,560.000	6,413,160.000	6,413,160.000	6,413,160.000	6,413,160.000
元方有家	1,390,700.000	1,390,700.000	1,388,900.000	1,468,842.150	1,468,842.150	1,468,842.150	1,468,842.150	1,468,842.150	1,483,242.150	1,483,242.150	1,483,242.060	1,483,242.060
正有金銀	1,021,324.280	1,455,718.070	1,417,179.920	1,328,289.750	617,107.000	653,334.250	257,713.720	412,185.240	10,781.080	60,178.900	137,585.940	131,908.380
その他	308,106.600	310,261.800	313,046.930	311,492.930	312,592.580	311,635.980	314,100.980	316,707.530	308,284.180	305,799.300	308,499.300	309,849.300
貸シ方合計	58,303,649.460	58,651,424.750	58,555,593.150	58,586,474.820	58,042,296.760	57,350,912.780	59,587,718.930	59,410,676.180	60,282,655.740	60,282,655.740	60,552,027.420	60,939,924.120
当期純損益	185,722.430	381,580.860	19,922.670	-1,381.850	-532,313.530	-63,592.840	94,619.660	-204,729.330	-814,248.450	21,527.380	55,420.500	-119,131.080

(出所)『大元方勘定目録』三井文庫所蔵史料、続2417-1～2417-2、続3134、続2418、本2084～2084-10、および別2315-3～2315-4により作成。

よって、大元方が東京大元方の出張所に降格されたためである。したがって、正確には明治6(1872)年上期のものが最後の大元方勘定目録となるが、ここでは下期のものも大元方勘定目録として示しておく。大元方勘定目録の貨幣単位は、明治5(1872)年までが金と銀の表示単位である両と貫目で、明治6(1873)年は円で記載されているが、各項目の金額を時系列的に比較しやすくするために、ここではすべて銀に換算して示した¹¹⁾。

表1は大元方勘定目録の貸借対照表に相当する「預り方」と「貸シ方」の内容を整理したものである。なお、この時期の大元方勘定目録の項目は、「預り方」で100近く、「貸シ方」では150を超えるので、類似項目はまとめて示した。

「預り方」の内容は、「有高」、「積」および「預り」の3つに大別することができる。「有高」は期首資本のことであり、「預り方」の冒頭に記載される。それ以外の項目の配列に規則性はない。「積」は積立金のことであり、「利足積」は貸付金の利息を貸倒れに備えて収益に計上せずに積み立てたもので、今日の貸倒引当金に相当するものである。「預り」は借入のことである。「預り」の中には、借財に対する引当や同苗に支給すべき諸経費の未払額もあり、資金調達目的の借入でないものも多く含まれている¹²⁾。それに対して「両替店預り」は、営業資金を調達する目的での借入であり、これらは当時営業不振に陥っていた本店の融資に充てられた¹³⁾。また、「大坂御用金預り」は、御用金として幕府から預かった資金であるが、これもまた三井の他の事業に投下されていた。

ところで、明治6(1873)年上期の期首資本は40,153貫324匁8分6厘(669,222円8銭1厘)なので、これに当期純損益55貫420匁5分(923円67銭5厘)をプラスすると40,208貫745匁3分6厘(670,145円75銭6厘)となって、これが明治6(1873)年下期の期首資本となる。しかし、明治6年下期大元方勘定目録では「七月有高」(期首資本)は40,209貫702匁7分2厘(670,161円71銭2厘)と記載されている。なぜ、このような金額になるのかは不明であるが、表1では大元方勘定目録の記載どおりの金額を示すこととする。

「貸シ方」の内容は、「元建」、「かし」、および金銀不動産に大別できる。「元建」は大元方から営業店への出資で、その内訳は本店が375貫、向店が金5,000両(銀に換算すると300貫)、両替店が2,000貫で、これは元文期以降100年以上前から同じである。「かし」とは貸付のことであり、これは各営業店に対するもの、幕府や諸大名に対するもの、および同苗・手代・町人・寺社に対するものに大別できる。大元方は、「元建」以外に各営業店に必要なに応じて営業資金を貸し付けており、それは増加傾向にあった。「家方」と「元方有家」は大元方所有の不動産、「正有金銀」は現金銀残高である。

表2は大元方勘定目録の損益計算書に相当する「入方」と「払方」の内容である。「入方」と「払方」は項目数が少なく、その内容も享保期(1720年代)以降、固定化されている。ただし、「払方」については、項目数は少ないものの各項目について詳細に内訳が記載されている。

「入方」の内容は、各営業店からの功納、所有不動産からの家賃収入、および財務収益の3つに大別できる。功納は「店々功納」、「店々臨時納」および「両店当季納」の3つがあるが、

表2 「入方」と「払方」

	慶応4年上期		慶応4年下期		明治2年上期		明治2年下期		明治3年上期		明治3年下期		明治4年上期		明治4年下期		明治5年上期		明治5年下期		明治6年上期		明治6年下期			
	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭
店々功納	91,250.000		91,250.000		88,750.000		88,750.000		86,250.000		86,250.000		96,000.000		96,000.000		184,875.000		30,000.000		913,500.000		899,250.000		533,574.840	
店々臨時納	347,600.000		347,600.000		207,300.000		207,300.000		205,800.000		205,800.000		631,000.000		631,000.000		30,000.000		697.500		765.000		3,000.000		3,639.600	
商店当季納	467,650.000		467,650.000		407,950.000		407,950.000		407,950.000		407,950.000		805,000.000		805,000.000											
東京大元方為替金																										
江戸有家宿賃入	38,265.860		48,498.830		48,056.130		48,563.040		49,397.440		30,000.000		30,000.000		30,000.000											
大取有家宿賃入			345.720		7,276.260		3,709.860		4,185.040		678.580		725.500		598.080											
損徳差引ノ徳			18,170.950																							
損足出入差引入方			72,000.000						597.750		138,555.000															
その他																										
入方合計	944,765.860		1,045,515.500		759,332.390		756,272.900		754,180.230		1,214,233.580		758,970.480		632,212.450		242,140.570		914,265.000		914,265.000		902,250.000		612,214.440	

払方

	慶応4年上期		慶応4年下期		明治2年上期		明治2年下期		明治3年上期		明治3年下期		明治4年上期		明治4年下期		明治5年上期		明治5年下期		明治6年上期		明治6年下期		
	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	圓	銭	
利足差引出入出方	11,118.080		6,714.300		6,980.180		4,696.080		5,516.920		2,391.020		13,073.080		12,975.910		9,000.000		9,000.000		14,937.370		15,939.120		7,957.320
損徳差引損	1,154.450								1,890.860		1,890.860														
旦那衆御隠居料	12,890.800		11,149.600		11,149.600		11,149.600		12,964.000		9,000.000		3,000.000		6,498.750		6,000.000		6,000.000		9,000.000		6,000.000		6,000.000
旦那衆御隠居料	343,470.500		296,932.500		296,932.500		296,932.500		296,932.500		426,960.000		411,000.000		366,000.000		411,000.000		411,000.000		411,000.000		390,000.000		336,000.000
旦那衆御隠居料	19,880.000		19,740.000		20,066.700		20,230.000		19,740.000		37,740.000		41,250.000		40,500.000		42,000.000		42,000.000		42,000.000		41,250.000		42,750.000
仲々間出シ切	109,224.280		97,926.450		184,751.160		226,721.450		731,683.580		602,691.750		116,119.000		59,679.350		185,233.030		55,831.600		55,831.600		63,415.620		82,926.240
旦那衆名目役料	18,356.800		18,356.800		18,356.800		18,356.800		24,356.800		61,500.000		85,500.000		61,500.000		85,500.000		85,500.000		85,500.000		78,000.000		78,000.000
旦那衆江戸・大阪・伊勢上下御用	0.000		11,130.000		23,763.750		0.000		8,005.040		4,720.000		58,338.000		11,242.800		34,522.200		4,800.000		9,960.000		2,400.000		1,200.000
旦那衆京都・江戸・大阪小遣御用	25,231.200		25,628.300		24,110.000		18,939.000		12,650.000		31,500.000		2,000.000		18,000.000		12,000.000		9,960.000		204,300.000		189,450.000		148,674.840
店々役料	16,201.100		15,639.200		12,252.200		12,790.900		17,866.500		20,154.100		17,750.000		24,934.700		19,314.480		19,314.480		204,300.000		189,450.000		148,674.840
元々・名代役料	70,746.400		59,353.100		55,380.300		57,292.100		62,285.300		31,931.250		38,250.000		26,250.000		184,875.000		184,875.000		204,300.000		189,450.000		148,674.840
元々隠居料	5,437.500		2,212.400		2,831.100		5,081.100		6,431.100		30,184.600		27,484.000		25,084.000		27,484.000		27,484.000		27,484.000		27,484.020		9,483.900
御合力	35,060.600		30,772.000		19,702.000		20,422.000		27,784.000		275.520		11,173.750		1,440.600		16,631.750		16,631.750		6,566.250		7,585.200		6,604.380
御屋鋪方附屋入用	78,882.370		57,535.640		50,748.780		42,922.170		38,652.070		10,405.420		5,039.450		15,278.670		7,402.200		7,402.200		19,632.200		17,664.660		11,748.840
諸方下屋鋪入用	3,155.750		3,699.350		4,377.200		12,697.900		21,344.450		6,481.900		6,964.500		7,941.950		7,402.200		7,402.200		19,632.200		17,664.660		11,748.840
大元方会所小払	8,233.600		7,145.000		8,007.450		9,423.150		6,941.500		6,481.900		6,964.500		7,941.950		7,402.200		7,402.200		19,632.200		17,664.660		11,748.840
御公用御動向諸入用																									
払方合計	759,043.430		663,934.640		739,409.720		757,654.750		1,292,673.760		1,277,826.420		836,941.780		664,350.820		1,056,389.020		892,737.620		892,737.620		846,829.500		731,345.520
当期純損益	185,722.430		381,580.860		19,922.670		-1,381.850		-538,493.530		-63,592.840		-204,729.330		94,619.660		-814,248.450		21,527.380		21,527.380		55,420.500		-119,131.080

(出所)『大元方勘定目録』三井文庫所蔵史料、続2417-1～2417-2、続3134、続2418、本2084～2084-10、および別2315-3～2315-4により作成。

「店々功納」は明治3(1870)年上期、「店々臨時納」は明治4(1871)年上期、「両店当季納」は明治4(1871)年下期をそれぞれ最後に計上されていない。それに代わって、明治5(1872)年上期から東京大元方からの為替金が計上されている。これは東京大元方の設立に伴い、これまで大元方に上納されていた功納が東京大元方に上納されるようになったからである。これまで大元方の運営は功納に頼ってきたため、代わりに東京大元方から為替金が交付されたのだと思われる。財務収益は為替差益(「損徳差引ノ徳」と受取利息(「利足出入差引入方」)である。大元方では総額表示ではなく純額表示をしているため、為替差益と受取利息が計上されていない期は、「払方」に為替差損(「損徳差引損」と支払利息(「利足出入差引出方」)が計上されている。

「払方」の内容は、同苗への生活費(「旦那衆御隠居料」、「旦那衆御賄料」、「旦那衆御惣領・御末子并御娘方御入用」)、大元方負担の同苗に関する諸費用(「仲ケ間出シ切」、「旦那衆名目役料」、「旦那衆江戸・大坂・伊勢上下御路用」、「旦那衆於京・江戸・大坂小遣雑用」)、営業店や手代にかかる諸費用(「店々役料」、「元メ・名代役料」、「元メ隠居料」、「御合力」)、大名や政府方への諸費用(「御屋舗方附届入用」、「御公用御勤向諸入用」)、不動産の維持管理費(「諸方下屋舗入用」)、大元方の諸経費(「大元方会所小払」)、および財務費用(「利足出入差引出方」、「損徳差引ノ徳」)である。このうち同苗に関する費用がほとんどを占める。

このように大元方勘定目録は、貸借対照表と損益計算書に相当する内容を含み、今日の財務諸表に相当する帳簿であるといえよう。

IV. 大元方における財務数値の推移

ここでは大元方勘定目録の数値の推移を見ていく。なお、いちいち出所を記さないが、これ以降の図表はすべて『大元方勘定目録』(三井文庫所蔵史料)から作成したものである。

1. 資本の推移

図2は、大元方の期末資本と自己資本比率の推移を示したものである。期末資本の減少に伴い、自己資本比率も減少していることがわかる。期末資本の減少は、大元方の収支が悪化していることを意味する。大元方の期末資本は、大元方設立以降、例外はありながらも増加傾向にあった¹⁴⁾が、明治時代に入ってから減少傾向にある。また、大元方の自己資本の減少は、「積」の額が横這いであることから、「預り」の比率の増大によるものであることがわかる。

2. 資産の推移

大元方の資産の推移を明らかにするために図3と図4を示す。

図3と図4では大元方の資産を、営業店投融資額、営業店以外の貸付、および手許財産

図2 大元方の期末資本と自己資本比率

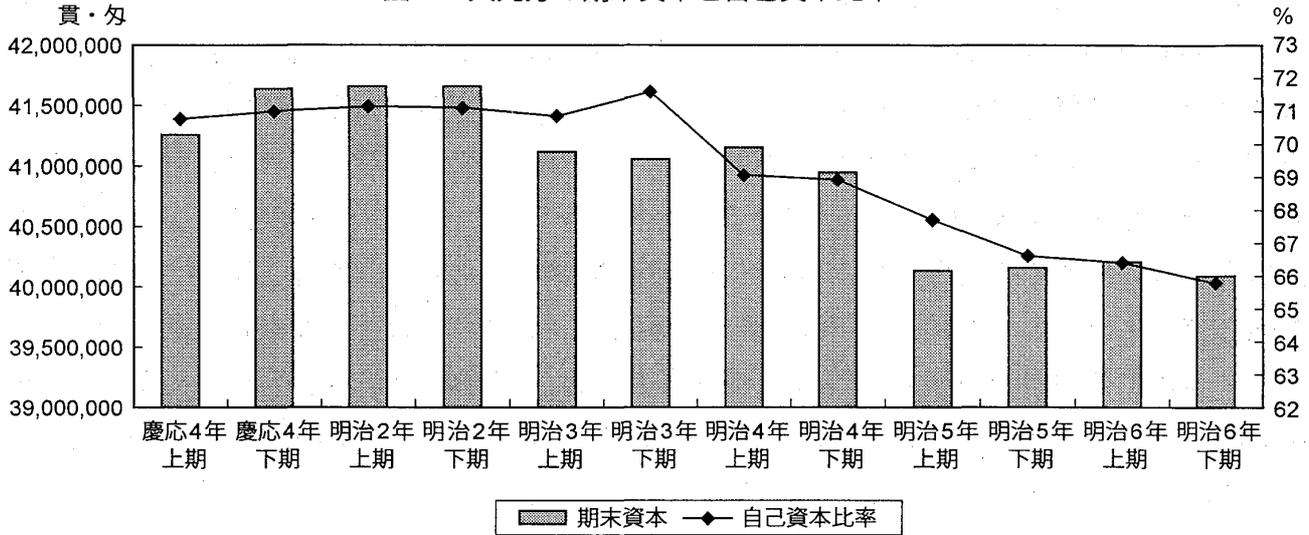


図3 大元方の資産の推移

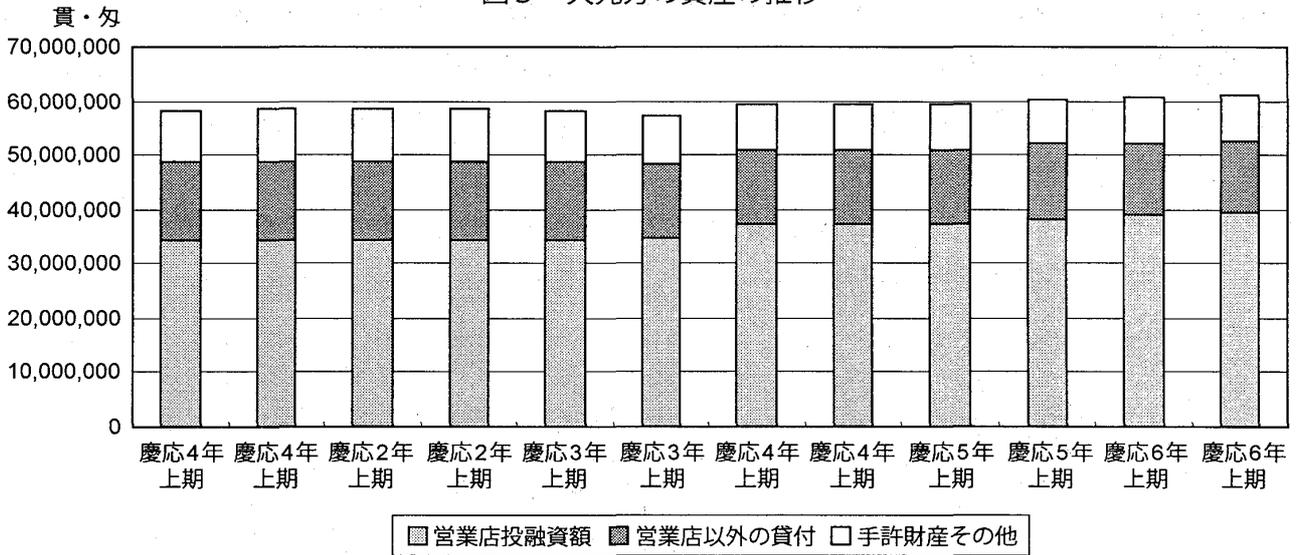
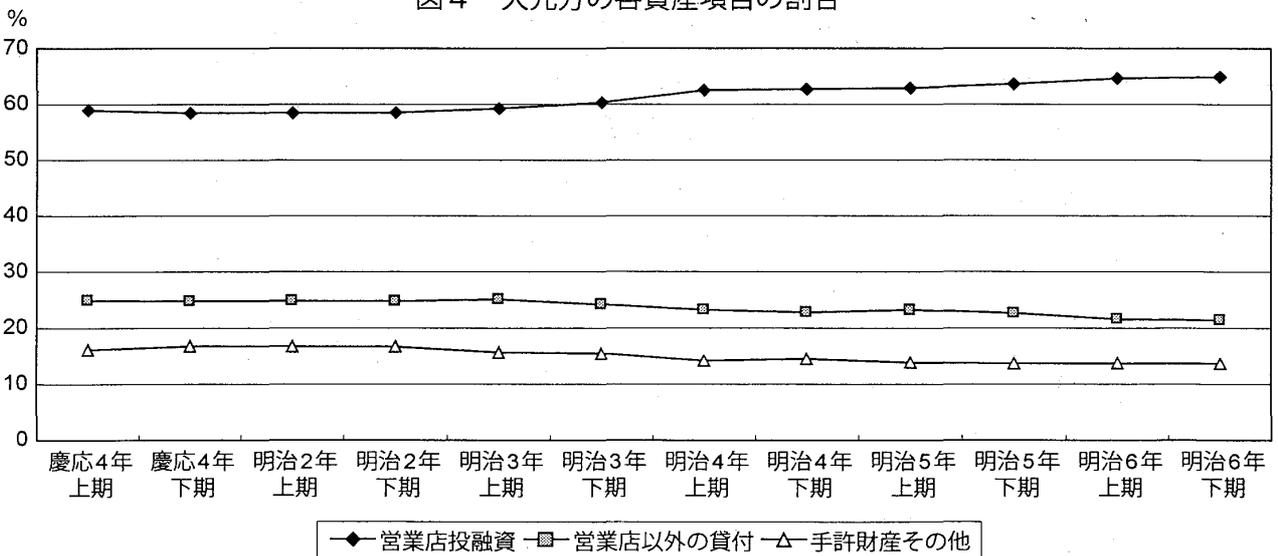


図4 大元方の各資産項目の割合



その他の3つに大別し、各資産グループの金額の推移と資産総額に占める割合を示した。図3によれば、大元方の資産総額はわずかながらも増加傾向にある。営業店投融資額は、「元建」と各営業店への貸付額を合計したもので、大元方の資産のうち各営業店の経営資金として投下されている金額を示す。営業店投融資額はわずかながらも増大傾向にあり、資産合計に占める割合も増加し6割以上となっている。それに対して、これ以外の資産グループは、金額も資産合計に占める割合も減少している。手許財産その他は、不動産、正有金銀およびその他の資産を合計したもので、貸付以外の資産である。これらは投資や貸付と異なって、大元方が自由に処分できる資産である。図4によれば、手許財産その他の資産グループは資産総額の13～17%程度で、全体として見れば、投資と貸付が大元方の資産のほとんどを占め、その金額はわずかながらも増加していることがわかる。

ところで、貸付といっても、これらは必ずしも回収見込があるわけではなかった。明治6(1873)年下期の大元方勘定目録には、「預り方」と「貸シ方」の中に㊦という印が押された項目がある。これは大元方の廃止に伴って大元方の資産・負債を整理するにあたり、償却する見込の項目に押されたものである¹⁵⁾。表3は、償却見込項目を控除した「預り方」と「貸シ方」を示したものである。

表3 「預り方」と「貸シ方」(明治6年下期)

預り方			
	明治6年下期	明治6年下期修正	償却率
有高(期首資本)	40,209,702.720	40,209,702.720	0.0%
利足積	3,968,381.040	10,920.000	99.7%
その他積	904,581.660		100.0%
同苗預り	417,853.740	354,374.160	15.2%
両替店預り	7,209,000.000	750,000.000	89.6%
大坂御用金預り	2,998,673.400		100.0%
為換座預り	1,050,000.000	750,000.000	28.6%
東京大元方預り	1,140,000.000	1,140,000.000	0.0%
その他営業店預り	100,800.000		100.0%
その他預り	495,908.580	478,678.560	3.5%
その他	2,564,154.060	71,869.080	97.2%
預り方合計	61,059,055.200	43,765,544.520	28.3%
貸シ方			
	明治6年下期	明治6年下期修正	償却率
本店元建	375,000.000		100.0%
向店元建	300,000.000		100.0%
両替店元建	1,999,999.980		100.0%
本店かし	21,146,148.780	77,400.000	99.6%
向店かし	664,072.020		100.0%
両替店かし	8,847,960.060	7,800.000	99.9%
松坂店かし	180,450.000	180,450.000	0.0%
並合方かし	786,000.000		100.0%
神戸商会かし	1,478,978.520		100.0%
その他事業所へのかし	3,767,708.520	2,943,558.540	21.9%
同苗かし	7,033,828.440	26,338.740	99.6%
紀州徳川家かし	176,441.220	58,297.500	67.0%
大名かし	99,000.000	39,400.020	60.2%
御用金かし	5,628,184.560		100.0%
手代・町人・寺社その他かし	117,992.280	44,162.280	62.6%
家方	6,413,160.000	6,413,160.000	0.0%
元方有家	1,483,242.060	1,483,242.060	0.0%
正有金銀	131,908.380	131,908.380	0.0%
その他	309,849.300	21,502.500	93.1%
貸シ方合計	60,939,924.120	11,427,220.020	81.2%

表3の中で、「明治6年下期」欄の金額が大元方勘定目録に計上されているものであり、「明治6年下期修正」欄の金額が償却見込項目控除後のものである。償却率は、償却額を明治6年下期の金額で除した数値である。

表3によると、松坂店への貸付を除けば貸付のほとんどが償却見込となっており、資産全体でも約8割が償却見込となっている。償却見込のないのは「家家」、「元方有家」および「正有金銀」だけで、それ以外の資産はほとんどが回収見込のない不良資産であったことがわかる。

「預り方」の項目についても、期首資本を除けば多くの項目で償却が見込まれている。「預り方」合計での償却率は28.3%であるが、期首資本を除いた償却率は82.9%であり、資産の償却率とほぼ同じである。修正後の金額は、「預り方」に対して「貸シ方」が32,338貫324匁5分不足し、それを差し引くと帳簿上の期首資本40,209貫702匁7分2厘は、実質上7,871貫378匁2分2厘となる。この金額は「家方」と「元方有家」の合計額7,896貫402匁6厘とほぼ同じである。結局、大元方の純資産は不動産のみであったといえよう¹⁶⁾。

3. 損益の推移

損益の推移を明らかにするために、図5で大元方の収益合計と費用合計を示す。

図5 大元方の収益と費用

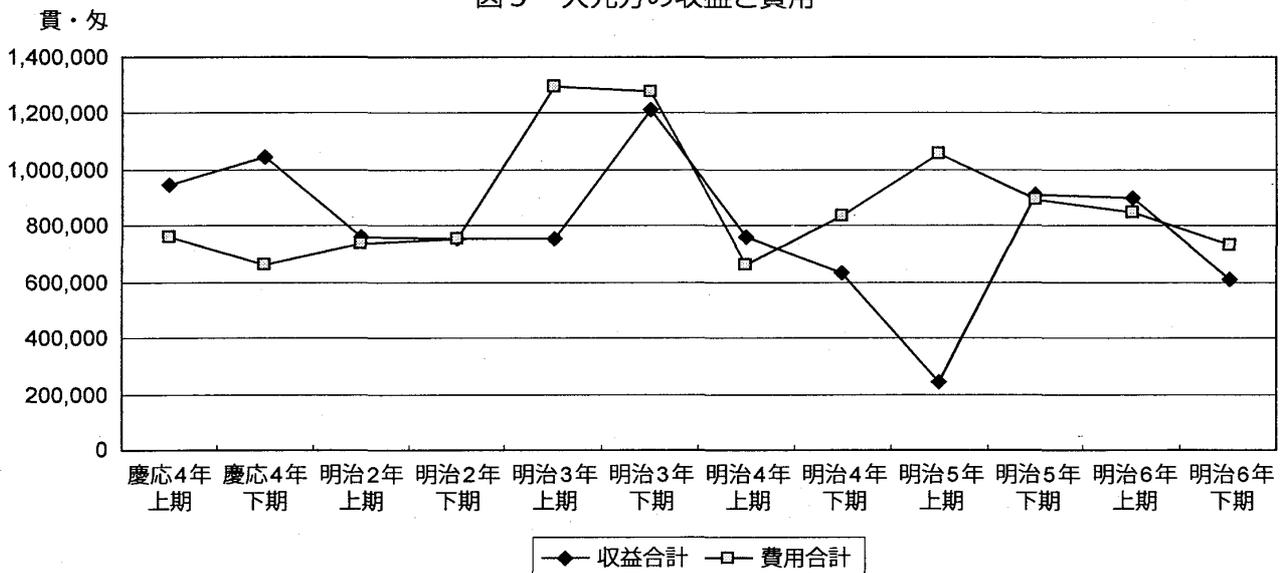
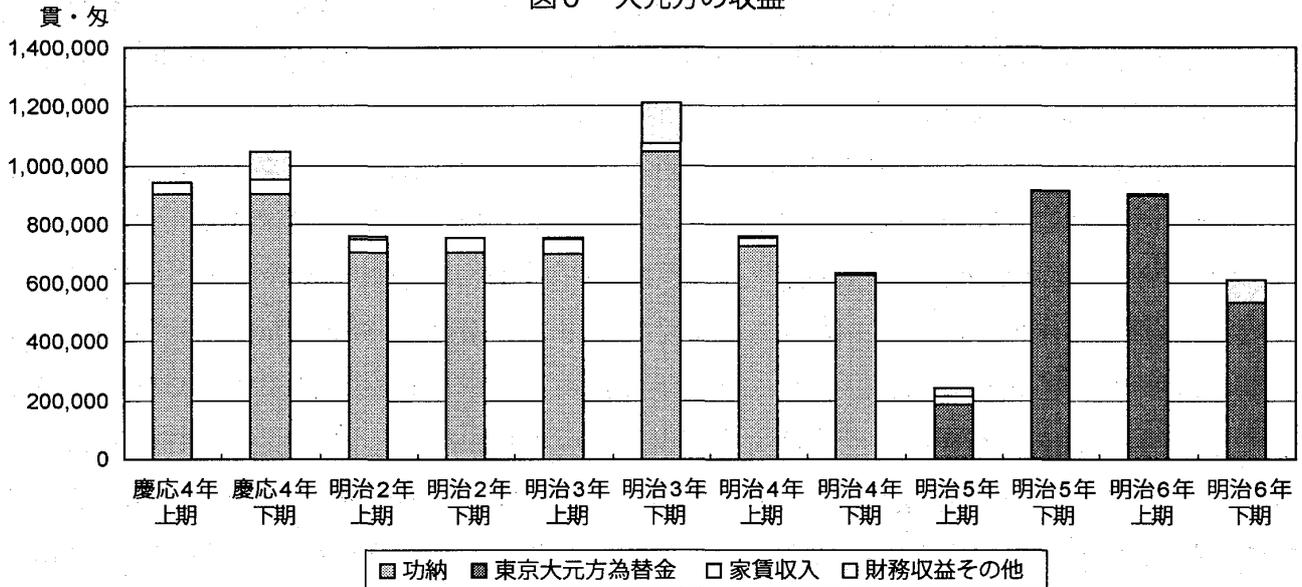


図5によれば、明治期の大元方の収益と費用は変動が激しく、明治2(1869)年以降は収益が費用を下回っているか、あるいは収益が費用を上回っているにしてもわずかにすぎない。つまり、この時期の大元方は、損失を計上しているか、ほとんど利益が出ていない状態である。とりわけ東京大元方が設立された明治5(1872)年上期の収益の落ち込みが大きく、各営業店からの功納が東京大元方に上納されることになったこともあり、東京大元方の設立が大元方の会計に与えた影響は大きかったと思われる。

図6で収益の推移をもう少し詳しく検討していく。

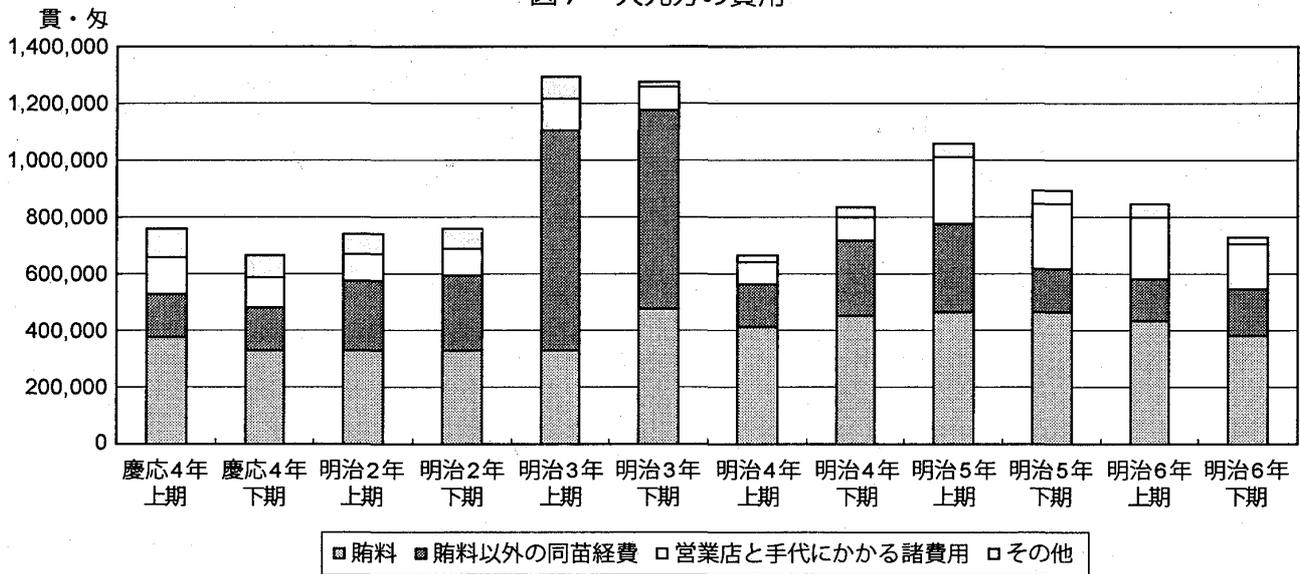
図6 大元方の収益



大元方の収益のほとんどは、明治4（1871）年までは功納、明治5（1872）年以降は東京大元方為替金であり、それ以外の収益源はほとんどない。すなわち、東京大元方設立以降、東京大元方からの為替金がなければ大元方を運営していくことができなかつたといえる。

続いて、図7で費用の推移をもう少し検討していく。

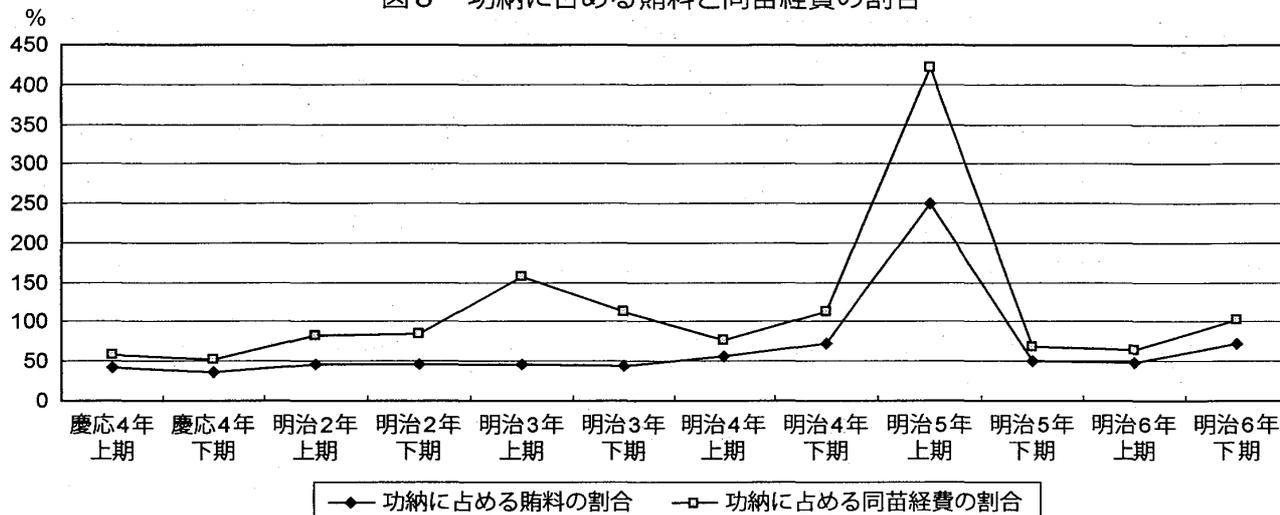
図7 大元方の費用



大元方の費用のほとんどは同苗への賄料とそれ以外の同苗への諸経費であり、それらが費用合計に占める割合は68～92%である。大元方の費用総額は会計期間によってばらつきがあるが、賄料以外の同苗経費の増減に比例して費用総額も増減する傾向にある。これは、冠婚葬祭費用や普請料といった同苗の共通経費である「仲ケ間出シ切」の変動によるところが大きい。賄料や役料などは規則によって決められている¹⁷⁾ため、会計期間によって大きな

変動が見られないが、表2からもわかるように、「仲ケ間出シ切」の推移は費用総額の推移に連動している。このことから大元方の費用総額の推移は、「仲ケ間出シ切」の推移の影響を大きく受けていることがわかる。

図8 功納に占める賄料と同苗経費の割合

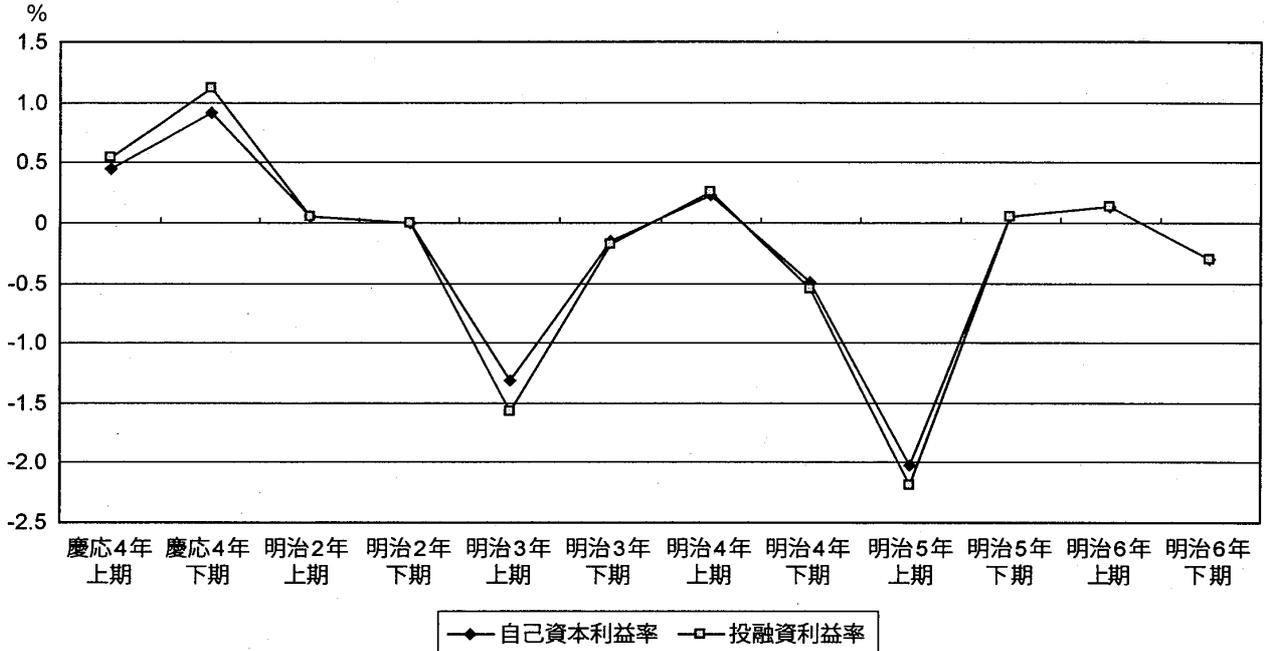


ところで、賄料などの諸経費が同苗に支給されるのは、同苗が総有財産である家産を大元方に提供しているからである。大元方は、これを各営業店に出資し、その見返りとして功納を受け取る。図8は、大元方の資本の運用収益である功納が、大元方の資本コストである同苗経費を賄っているかどうかを示したものである¹⁸⁾。同苗の生活費である賄料については、明治5(1872)年上期を除けば、功納に占める割合が50%前後であり、功納の約半分が同苗の生活費として支出されていることがわかる。賄料にそれ以外の同苗諸経費を加えた額の功納に占める割合は、100%以内の会計期間もあるが、100%を超える会計期間もあり、必ずしも功納で同苗の諸経費がまかなえていたわけではないことがわかる。さらに、大元方の収益のほとんどは功納または東京大元方からの為替金であるのに対し、大元方の経常的な費用はこれらの同苗経費の他にも営業店や手代にかかる諸費用があることから、この時期の大元方の収益・費用の状態は非常に良くないといえる。

次に大元方の収益性を見るために図9を示す。

図9で示した自己資本利益比率は、期末有高(期末資本)に対する当期純損益の割合を示したものである。この時期の自己資本利益比率は、最高でも1%に満たない。この数値が高いか低いかについてであるが、天保5(1834)年から幕末に至るまでの自己資本利益率は、プラスマイナス1%の間で推移している¹⁹⁾。それを考えると、1%という数値は決して低いとはいえない。むしろ、幕末に至るまでの自己資本利益率が横這い状態で推移しているのに対し、明治期に入ってから自己資本利益率の変動が激しいことに注目すべきであろう。なお、図9では営業店への投融資に対する当期純損益の割合も示しておいたが、これも自己資本利益率と同じ動きを示している。

図9 自己資本利益率と投融資利益率



続いて、営業店に対する投資の効率性を見るために図10を示す。

図10 投融資功納率

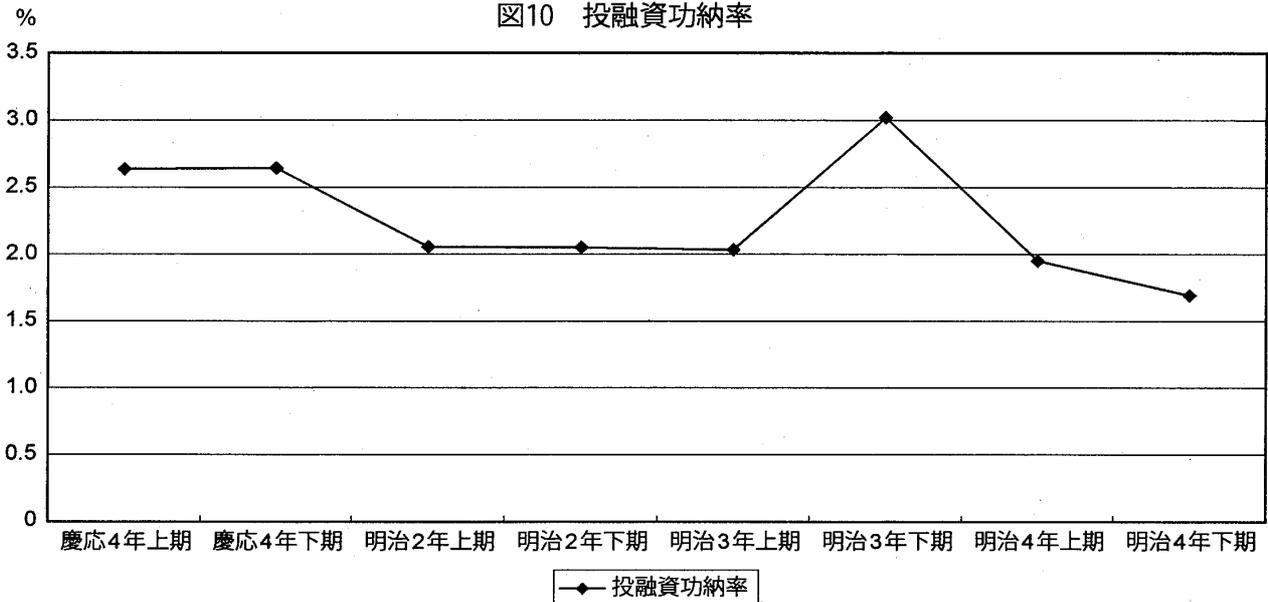
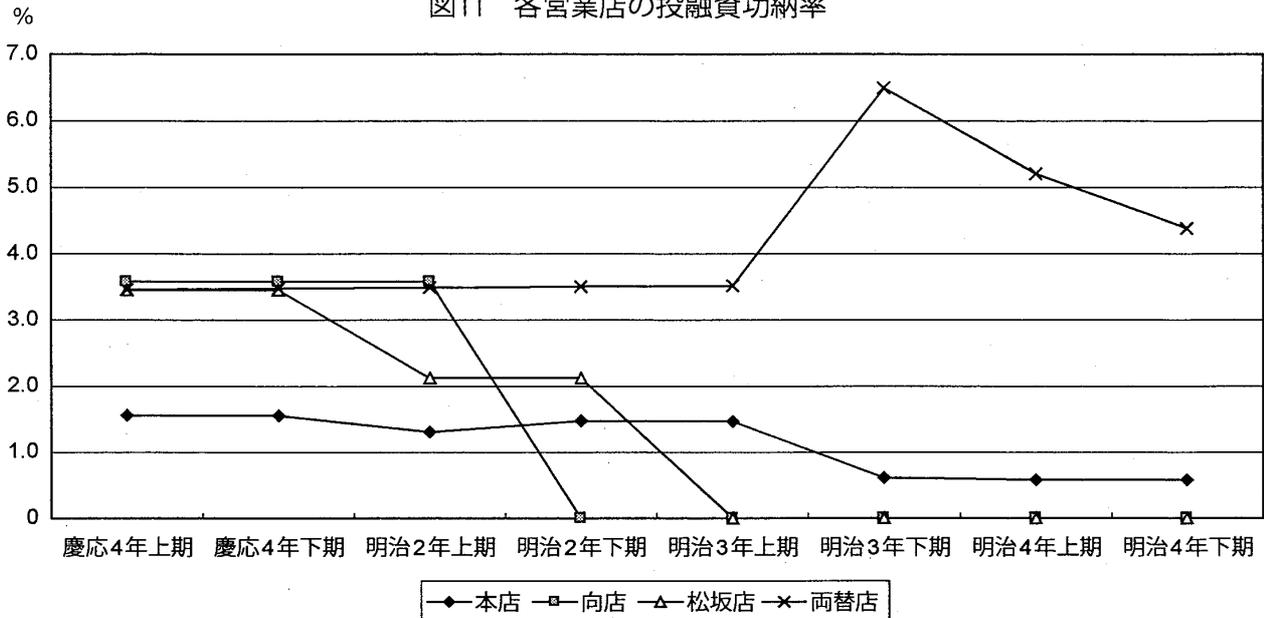


図10は、営業店への投融資に対する功納の割合を示したものである。投融資功納率は、明治4（1871）年以降までは2～3%の間を推移している。この数値が高いか低いかは他の時期の数値と比較しないことにはわからないが、営業店に対して投融資をしても2～3%の見返ししかないことは、一般的に考えたら効率性が良いとは言えないだろう。

図11は、投融資功納率の営業店ごとの内訳を示したものである。

図11 各営業店の投融資功納率



向店は明治2（1869）年下期以降、松坂店は明治3（1870）年以降、功納が上納されていないので、投融資功納率は0%となっている。図11を見ると、投融資功納率は営業店によってばらつきがあることがわかる。両替店と向店の比率は3%を超えるのに対し、本店は2%を下回っている。両替店と本店の投融資額と功納を比較すると、投融資額については両替店が本店を下回っているが、功納は両替店が本店を上回っている。両替店と呉服業を営む本店はどちらも三井家の基幹事業であるが、投融資の効率性は本店よりも両替店の方が高かったといえる。

V. おわりに

東京大元方は業務の迅速性を目的として設立され、それは従来の京都にある大元方にとって代わるものではないとされたが、実際にはそうでなかった。東京大元方設立と同時に、功納は東京大元方に上納されるようになった。これは大元方制度の崩壊を意味する。この時期の大元方は、資本金の減少からわかるように、財務弱体化がかなり進んでいたが、依然として制度上は大元方が三井家の統轄機関であり、対外的な「顔」であった。しかし、東京大元方設立後は、功納が上納されなくなるどころか、東京大元方からの為替金によって大元方の運営が行われるようになり、実質的に大元方は東京大元方に従属する機関となっていた。

東京大元方の設立と前後して、業績不振であった本店を含む呉服業部門が明治5（1872）年、三井家から分離された。分離の背景には業績不振だけではなく、明治政府からの強い要請もあったという²⁰⁾。また、この時期の大元方の資産はほとんどが不良化しており、実質的な資産は不動産のみであった。明治時代になって、明治政府の保護のもとで政商として発展をしていくためには、江戸時代からの不振事業や不良債権を整理し、新たに強力な統轄機

関を設立することが必要だったのであろう。

東京大元方の設立の翌年に大元方は廃止され、三井家の統轄機関は東京大元方に一元化される。同苗と営業店を繋いだ大元方制度もこれとともに終わりを告げ、同苗の総有財産の管理・運用状態を明らかにしてきた大元方勘定目録もこれをもってその役割を終えたのである。

ところで、東京大元方設立前後の大元方の会計を検討するにあたっては、東京大元方の会計を検討することが欠かせないが、これについては今後の課題とし、別稿に譲ることとする。

注

- 1) 三井家では一族のことを同苗といった。同苗制度が確立されたのは、享保7(1722)年に作成された高平の遺書「宗竺遺書」によってであり、本家6軒と連家3軒で構成された。その後、享保16(1730)年と元文6(1740)年に連家が1軒ずつ追加されたが、嘉永2(1849)年に連家2軒が同苗から切り放され、当初の計9軒に戻った。
- 2) 寄合の回数は、安永3(1774)年10月以降、月1回となった(三井文庫編『三井事業史 本篇第一巻』三井文庫、1980年、331ページ)。
- 3) 寄合の審議内容は、安永年間以降、事業や同苗に関する事項が大幅に減り、家方に関する事項の審議が中心であった。家方に関する事項が大元方で審議されたのは、外部に対して大元方が三井家の「顔」であるとの体裁をとる必要があったからである(『同上書』、331ページ)。
- 4) 「店」と「奥」が分離されたとはいっても、それは制度上のものにすぎなかった。経営が安定し同苗の生活が華美になるにつれ、賄銀だけではやりくりできない同苗が増えてきたため、18世紀半ば頃から賄銀の不足分は大元方から同苗への貸付という形で支出された。大元方総資産のうち同苗に対する貸付の割合は、明和4(1767)年で約8.6パーセント、天保13(1842)年で約18.8パーセントであった(『同上書』、313～314ページ)。これらは回収の見込みのない不良債権であり、実際には同苗による引出金であった。
- 5) 『規則』三井文庫所蔵史料、本1219-3、三井文庫編『三井事業史 資料篇二』三井文庫、1977年、316～319ページ。
- 6) 『同上史料』、『同上書』316～319ページ。
- 7) 三井文庫編『三井事業史 本篇第二巻』三井文庫、1980年、74ページ。
- 8) 『同上書』85～90ページ。なお、三井組機構図については同書の88ページを参照。
- 9) 『明治六年五月申渡改正規則』三井文庫所蔵史料、本1255、三井文庫編『前掲書』1977年、327～352ページ。
- 10) 大元方勘定目録の最後に期末資本計算部分が設けられているのは、大元方勘定目録作成当初の目的の一つに、三井同苗の総有財産の総額と同苗各家のそれに対する持分を明らかにすること(三井文庫編『前掲書』1980年、345ページ)があったためであろうと思われる。このことから大元方が事業の統轄のみならず、三井同苗の財産の管理・運用機関であったことがわかる。
- 11) 銀への換算は、金1両が60匁、1円が60匁である。
- 12) 同苗の諸経費未払額については、「同苗への不良債権に備えて「大元方」内部に留保した実質的な引当金・積立金と考えた方がよいのかも知れない」という見解がある(西川登「財務数値からみた再結合後の三井家大元方:1797年-1836年」『商経論叢』(神奈川大学)第40巻第2号、2004年12月、61ページ)。
- 13) 松本四郎「幕末・維新时期における三井家大元方の存在形態」『三井文庫論叢』第2号、1968年、

19～20ページ。

- 14) 大元方の資本は、新金銀通用令による貨幣単位の切上げがなされた享保3(1718)年、大元方の不良資産の整理が行われた安永3(1774)年、天明8(1788)年、寛政9(1797)年および文化14(1817)年を除いて、急激な減少はなく、一貫して増加傾向にあった(賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、1986年、4～7ページ)。
- 15) 粕谷誠『豪商の明治』名古屋大学出版会、2002年、20ページ。
- 16) 『同上書』20ページ。
- 17) 同苗の諸経費については『同苗店々勤方定目』(元文2(1737)年制定)や『大元方定式』(寛保4(1744)年制定)によって詳細に定められている。これらの規定は、現実の情勢に対応して支給範囲や事項の改廃が頻繁に行われている(三井文庫編『三井事業史 史料篇一』三井文庫、1973年、792～794ページ)。
- 18) 明治5(1872)年以降は功納が上納されなくなったので、東京大元方からの為替金に占める割合を示した。
- 19) 飯野幸江「幕末・明治維新时期における三井大元方の会計—大元方勘定目録の検討を通じて—」『小樽短期大学研究紀要』第33号、2004年、85ページ。
- 20) 三井文庫編『前掲書』1980年、79ページ。